

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条例 福島県原子力防災対策等基金条例を廃止する条例
- 福島県原子力発電所立地地域復興基金条例を廃止する条例
- 福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金条例
- 福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例
- 福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例
- 福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例
- 福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例の一部を改正する条例

条 例

福島県原子力防災対策等基金条例を廃止する条例、福島県原子力発電所立地地域復興基金条例を廃止する条例、福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金条例、福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例、福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例、福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例及び福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第一号

福島県原子力防災対策等基金条例を廃止する条例

福島県原子力防災対策等基金条例（平成十四年福島県条例第六十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（財 政 課）

福島県条例第二号

福島県原子力発電所立地地域復興基金条例を廃止する条例
 福島県原子力発電所立地地域復興基金条例（昭和六十三年福島県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（市町村財政課）

福島県条例第三号

福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金条例（設置）

第一条 中間貯蔵施設（本県の区域内において生じた除去土壌等（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十一条第一項に規定する除去土壌等をいう。）及び特定廃棄物（同法第二十条に規定する特定廃棄物をいう。）（以下これを「県内除去土壌等」という。）の処理を行うために設置される一群の施設であつて、県内除去土壌等の貯蔵施設及び受入施設、分別施設又は減量施設から構成されるもの（これらと一体的に設置される常時監視施設、試験研究及び研究開発施設、展示施設、緑化施設その他の施設を含む。）をいう。）等の建設及び管理運営並びに同施設等への県内除去土壌等の収集及び運搬に伴う影響を緩和するための対策を行うとともに、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を強く受けた被災地域をはじめとする本県全域の復興等に資する事業に要する資金を積み立てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県中間貯蔵施設等影響対策及び原子力災害復興基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第四条 知事は、財政上必要があるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

（運用純益金の処理）

第五条 基金の管理及び運用から生じた収益の額が基金の管理及び運用に要した経費の

額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとす。

(運用益金等を計上すべき予算)

第六条 基金の管理及び運用から生ずる収益並びに基金の管理及び運用に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(企画調整課)

福島県条例第四号

福島県難視聴地域解消基金条例の一部を改正する条例

福島県難視聴地域解消基金条例(昭和四十四年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「一億四千五百八十二万円」を「一億四千四百四十四万三千元」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(情報政策課)

福島県条例第五号

福島県安心こども基金条例の一部を改正する条例

福島県安心こども基金条例(平成二十一年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子育て支援課)

福島県条例第六号

福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

福島県緊急雇用創出基金条例(平成二十一年福島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十七年六月三十日」を「平成二十八年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(雇用労政課)

福島県条例第七号

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例の一部を改正する条例

福島県森林整備加速化及び林業再生基金条例(平成二十一年福島県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「間伐等による森林整備の加速化、」を削り、「」に必要な木材の安定供給並びに林業及び木材産業の再生」を「」を着実に推進するとともに、森林の多面的機能を発揮しつつ林業の成長産業化の実現」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(森林計画課)